

福島県廃棄物処理計画（答申案）の概要

一般廃棄物課
産業廃棄物課

1 福島県廃棄物処理計画の概要

(1) 計画改定の趣旨 (P 1)

現行計画策定後の法令・計画等の改正・改定や、東日本大震災の影響による廃棄物の発生状況の変化等を踏まえ、現行計画の終期よりも一年前倒しして新たな処理計画を策定するもの。

(2) 計画の位置付け (P 2)

廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画で、国が定める基本方針を踏まえ、廃棄物の減量化や適正処理について定める計画。

(3) 計画の期間 (P 2)

福島県総合計画及び福島県環境基本計画と目標年度を合わせ、平成27年度から平成32年度までの6年間とする。

2 一般廃棄物

(1) 目標達成状況 (P 16～)

平成23年3月策定の現行計画では、目標年度である平成27年度における1人1日当たりのごみの排出量、リサイクル率及び1日当たりの最終処分量の3項目について目標値を設定したが、将来予測に基づく平成27年度の予測値では、東日本大震災の影響等もあり、すべての項目で目標値を達成できない見込み。

表1 ゴミ処理の目標値と予測値との比較

項目	H24	H27		
	実績値	目標値	予測値	達成見込
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,094	915以下	1,051	×
リサイクル率(%)	13.7	26.0以上	13.7	×
1日当たりの最終処分量(t/日)	246	200以下	224	×

(2) 新たな計画における目標値 (P 20～)

平成32年度の目標値を以下のとおり設定。

目標値設定に当たっての基準年度は、震災の影響のない平成22年度。

表2 ゴミの排出量等の目標値

項目	基準年度 実績値	今期計画 目標値	(参考)旧計画 目標値
	H22	H32	H27
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	985	935以下	915以下
リサイクル率(%)	14.2	21.0以上	26.0以上
1日当たりの最終処分量(t/日)	251	200以下	200以下

(3) 新たな計画における主な施策 (P 22~)

ア 3R (ごみの発生抑制、再使用、再生利用) の推進

○食品ロスを減らす取組や、イベント等におけるリユース食器使用の促進など、発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)へのより積極的な取組の推進

○民間ルートでの資源回収状況の把握

イ ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進

○地球温暖化対策への対応に配慮した施設への転換の促進

○大規模災害の発生に備えた体制整備の検討の促進

ウ ごみの適正処理の推進

○国の示した「災害廃棄物対策指針」を踏まえた県及び市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定・見直しの検討

○不適正処理防止のための環境づくりの推進

3 産業廃棄物

(1) 目標達成状況 (P 34~)

現行計画では、目標年度である平成27年度における産業廃棄物の排出量、再生利用率、減量化率及び最終処分率について目標値を設定したが、将来予測に基づく平成27年度の予測値では、再生利用率は目標値を達成する見込みだが、排出量、減量化率、最終処分率は目標値を達成できない見込み。

表3 産業廃棄物の排出量等の目標値と予測値との比較

項目	H27		
	目標値	予測値	達成見込
排出量 (万t/年)	830.5以下	832.0	×
再生利用・減量化率	92%以上	90%	×
再生利用率	39%以上	50%	○
減量化率	53%以上	40%	×
最終処分率	8%以下	10%	×

(2) 新たな計画における目標値 (P 37~)

平成32年度の目標値を以下のとおり設定。

表4 産業廃棄物の排出量等の目標値

項目	実績値	今期計画 目標値	(参考)旧計画 目標値
	H24	H32	H27
排出量 (万t/年)	805.2	825.0以下	830.5以下
再生利用率	46%	51%以上	39%以上
最終処分率	12%	8%以下	8%以下

(3) 新たな計画における主な施策 (P 38~)

ア 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の推進

- 多量排出事業者等への産業廃棄物処理計画策定指導の強化等、事業者等の自主的な取組みの推進

イ 産業廃棄物の適正処理の推進

- 排出事業者や処理業者に対する立入検査等の監視指導の強化
- 優良評価制度等の推進による優良な産業廃棄物処理業者の育成

ウ 産業廃棄物処理施設の適切な整備

- 優良な処理業者の育成のため、優良評価制度利用の促進や環境マネジメントシステムの認証取得を推進

エ 県外産業廃棄物の取扱い

- 県内における産業廃棄物の適正処理推進のため、県外産業廃棄物の県内への搬入割合については、県内物の発生状況や最終処分業者への搬入状況も踏まえながら引き続き20%以下を目指して指導

4 不法投棄防止対策 (P 43~)

(1) 不法投棄の現状

平成24年度の産業廃棄物不法投棄件数(10t以上)はなかったが、県内での産業廃棄物の不法投棄は依然として発生しており、今後とも引き続き防止対策に取り組む必要がある。

(2) 新たな計画における施策

- 産業廃棄物の新たな不法投棄ゼロを目指し、警察、市町村等の関係機関と協力・連携した不法投棄防止対策を実施

5 放射性物質に汚染された廃棄物に関する対策 (P 45~)

(1) 放射性物質汚染廃棄物の現状

原発事故の影響により発生した放射性物質汚染廃棄物のうち、8,000Bq/kg以下のものについては通常の処分が可能とされているが、処理施設周辺の住民理解が得られない等により、処理が滞っているものがある。

(2) 新たな計画における施策

- 市町村等との連携による適正処理の促進
- 処理施設の維持管理状況の情報公開の促進と、処理施設設置者が行うリスクコミュニケーション等の取組の支援
- 国に対する汚染廃棄物の安全・円滑な処理のための技術開発の要請
- 環境創造センターにおける国立環境研究所、日本原子力研究開発機構等と連携した汚染廃棄物のより安全で効果的な処理技術の研究開発
- 汚染廃棄物の処理施設設置者等の関係者が課題解決に向けた協議や処理技術等の紹介を行う「廃棄物処理施設課題検討会」事業の継続
- 産業廃棄物処理施設周辺の住民の不安払拭や理解促進のため、排ガス、放流水や粉じんなどに含まれる放射能濃度検査の実施
- 市町村等が実施する産業廃棄物処理業者との協定に基づく各種モニタリングや類似の処理施設等の先進地視察に対する支援
- 施設周辺の不安払拭のために、産業廃棄物処理業者等が行う放射線監視施設の設備整備に対する支援
- 避難区域における廃棄物処理のボトルネックの把握と、その解決に向けた取組